

第3 行政評価・監視の結果

1 社会資本の維持管理及び更新等の実施状況

(1) 港湾施設

ア 港湾施設の現状

現状						図表番号
(7) 港湾施設の種類、設置数等						表(1)-ア-①
<p>港湾の種類は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に基づき、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に区分されている。</p>						
<p>表1 港湾の種類及び設置数等 (単位：港湾)</p>						
種類	設置数	管理主体				概要
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾
重要港湾	103	83	16	1	3	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾
地方港湾	810	507	303	0	0	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾
計	936	602	327	1	6	
<p>(注) 1 法令及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。 2 平成23年4月1日現在である。 3 港湾法第56条に基づく港湾区域の定めのない港湾を除く。 4 港務局は、港湾法第4条第1項に基づき設立された法人をいう。 5 一部事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づき、普通地方公共団体及び特別区が事務の一部を共同処理するため設置したものをいう。 6 平成23年4月1日、港湾法の一部改正により港湾の種類が本表のように変更された。なお、平成22年12月1日現在の港湾の種類は、「重要港湾」、「特定重要港湾」及び「地方港湾」の区分であった。 「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めたものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。</p>						
<p>港湾施設は、港湾法第2条第5項により、水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、防砂堤、水門、堤防等）、係留施設（岸壁、栈橋等）等とされ、これらのうち、港湾法第56条の2の2第1項により、水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設は、「技術基準対象施設」とされている。</p>						

表2 技術基準対象施設

区分	具体的な施設
水域施設	航路、泊地、船だまり
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、 <small>こうもん</small> 閘門、護岸、堤防、突堤、 <small>きょうへき</small> 胸壁
係留施設	岸壁、 <small>けいせんふひょう</small> 係船浮標、係船くい、 <small>ものあげば</small> 棧橋、 <small>ふなあげば</small> 浮棧橋、物揚場、船揚場
臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート
荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、 <small>うわや</small> 上屋
旅客施設	旅客乗降用固定施設
保管施設	倉庫、 <small>のづみば</small> 野積場、 <small>ちよたんじょう</small> 貯木場、貯炭場、 <small>ちよゆ</small> 危険物置場、貯油施設
船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（港湾法第2条第5項第13号に掲げる施設を除く）、船舶修理施設、船舶保管施設
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸
港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場
移動式施設	移動式旅客乗降用施設

(注) 港湾法第2条第5項、第56条の2の2第1項及び港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第19条第1項に基づき当省が作成した。

港湾には、国が所有する港湾施設（以下「国有港湾施設」という。）と港湾管理者（地方公共団体等）が所有する港湾施設があり、いずれの港湾施設も港湾管理者が管理（注）を行っている。

(注) 港湾法第54条第1項に基づき、国の直轄による港湾工事によって生じた港湾施設は、港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならないとされている。

今回、調査した8地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下、本細目において「地方整備局等」という。）管内の国有港湾施設及び17港湾管理者が管理する港湾施設（外郭施設、係留施設、臨港交通施設）の設置数は次表のとおりである。

表3 地方整備局等管内における国有港湾施設の設置数（単位：施設）

種類	設置数
外郭施設	1,295
係留施設	1,711
臨港交通施設	364

(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成22年12月1日現在である。

表4 港湾管理者が管理する港湾施設の設置数（単位：施設）

種類		設置数
国有港湾施設	外郭施設	165
	係留施設	241
	臨港交通施設	49
港湾管理者が所有する港湾施設	外郭施設	3,790
	係留施設	2,457
	臨港交通施設	1,636

(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成22年12月1日現在である。

表(1)-ア-①

(イ) 港湾施設の老朽化の進行状況

調査した地方整備局等管内における国有港湾施設のうち、平成 22 年 12 月 1 日現在、設置後 50 年以上経過（注）した施設の割合は、外郭施設では 7.4%、係留施設では 7.4%となっている。これが 10 年後には、外郭施設では 30.0%、係留施設では 26.6%に増加し、さらに 20 年後には、外郭施設では 49.5%、係留施設では 47.7%に増加することが見込まれる。

また、調査した 17 港湾管理者のうち、港湾施設の設置年度及び延長を把握している 11 港湾管理者が所有する港湾施設において、設置後 50 年以上経過した施設の割合は、外郭施設では 7.9%、係留施設では 8.6%となっている。これが 10 年後には、外郭施設では 22.4%、係留施設では 24.9%に増加し、さらに 20 年後には、外郭施設では 40.3%、係留施設では 51.0%に増加することが見込まれる。

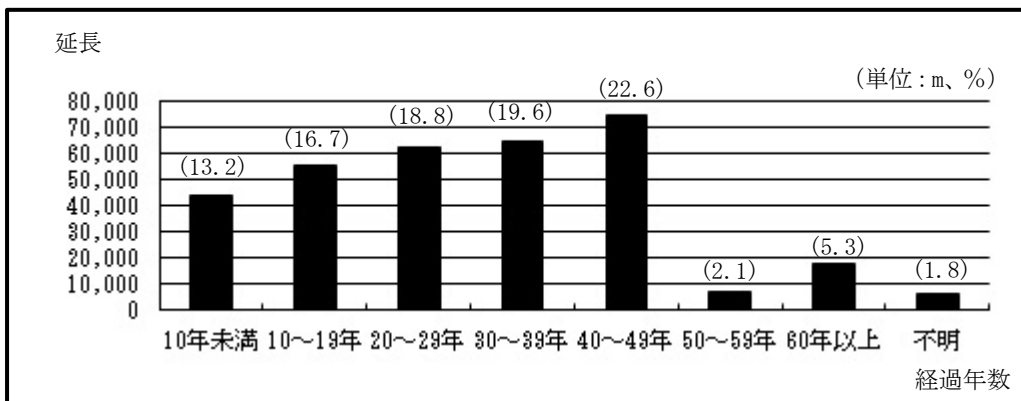
（注）国土交通省では、港湾施設の一般的な設計供用期間を 50 年としている。

表 5 港湾施設（外郭施設、係留施設）のうち、設置後 50 年以上経過した港湾施設の延長
(単位:m、%)

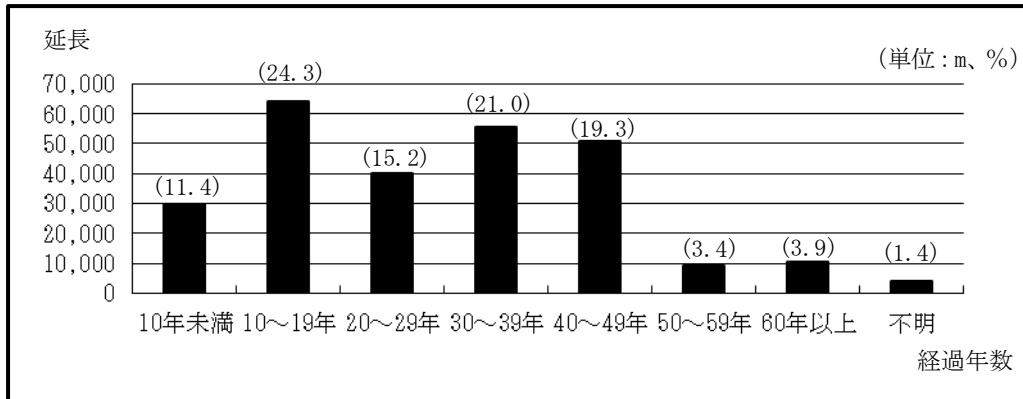
区分		外郭施設	係留施設
国有港湾施設	総延長	330,283(100)	262,982(100)
	うち 50 年以上経過した延長	24,429(7.4)	19,359(7.4)
港湾管理者が所有する港湾施設	総延長	582,862(100)	258,471(100)
	うち 50 年以上経過した延長	46,029(7.9)	22,318(8.6)
計	総延長	913,145(100)	521,453(100)
	うち 50 年以上経過した延長	70,458(7.7)	41,677(8.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 平成 22 年 12 月 1 日現在である。
 4 調査した地方整備局等のうち、北海道開発局管内の国有港湾施設については、特定重要港湾（現在、国際拠点港湾）、重要港湾、地方港湾を各 2 港湾抽出し調査した。
 5 調査した 17 港湾管理者のうち、港湾施設の設置年度又は延長を把握していない 6 港湾管理者を除外した。

表 6 地方整備局等管内における国有港湾施設の経過年数別延長
【外郭施設】



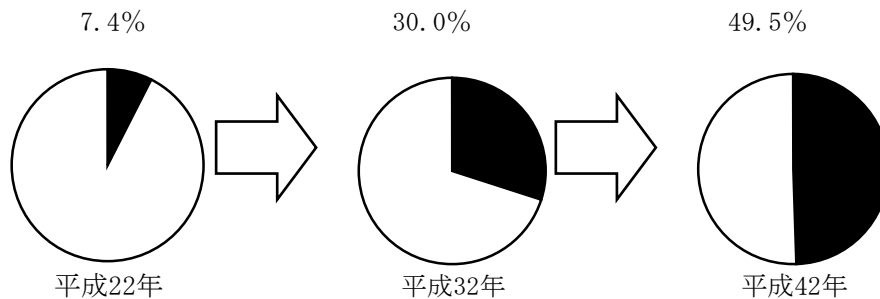
【係留施設】



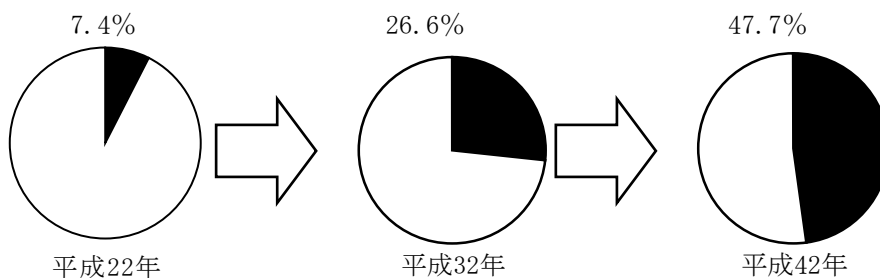
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 平成 22 年 12 月 1 日現在である。

表 7 地方整備局等管内における設置後 50 年以上経過した国有港湾施設（外郭施設、係留施設）の今後の推移

【外郭施設】



【係留施設】



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 22 年 12 月 1 日現在である。

(ウ) 港湾施設における損傷事故等の発生状況

調査した 17 港湾管理者のうち、損傷事故等の発生状況を把握している 15 港湾管理者が管理する 15 港湾において、平成 18 年度から 22 年度（12 月 1 日現在）までの間に 314 件の損傷事故等が発生し、このうち、施設の老朽化によるものが 126 件（40.1%）みられた。

これらの中には、老朽化により物揚場が陥没し、船舶の乗り入れに支障を来すなど利用者等に多大な影響を与えているものがみられる。

表8 港湾施設における損傷事故等の発生状況 (単位：件、%)

区分	平成18年度	19	20	21	22	計
損傷事故等の発生件数	78 (100)	71 (100)	62 (100)	52 (100)	51 (100)	314 (100)
うち老朽化が原因	32 (41.0)	27 (38.0)	23 (37.1)	24 (46.2)	20 (39.2)	126 (40.1)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 平成22年度は、12月1日現在である。
 4 調査した17港湾管理者のうち、3港湾管理者は、損傷事故等の件数を把握していないため除外した。また、1港湾管理者では、関係書類の保存期限が満了し、一部廃棄していることから、把握可能な件数のみ計上した。
 5 「うち老朽化が原因」欄は、調査した港湾管理者が、老朽化が原因と考えられると判断したものを計上した。

表9 港湾施設における損傷事故等の例

発生日月	施設名	損傷事故等の概要	利用者等への影響
平成18年4月	防波堤	経年劣化等によりコンクリートに生じた複数の亀裂が長期にわたる波力の影響で進行し、上部工が剥離・欠落	なし
平成19年3月	物揚場	老朽化により陥没	船舶の乗り入れに支障
平成19年9月	防波堤	老朽化により堤体が傾斜	立入禁止措置
平成20年11月	灯浮標	経年劣化により浮体が破損	船舶の接岸に支障
平成21年10月	係船柱	老朽化により破損	船舶の係留を制限
平成22年1月	護岸	老朽化により矢板に穴が開き、吸い出しを受け陥没	立入禁止措置

(注) 当省の調査結果による。

表(1)-ア-②

(I) 港湾施設の維持管理費用等の推移

国有港湾施設及び港湾管理者が所有する港湾施設の整備及び維持管理に係る事業の実施主体及び事業費等は次表のとおりであり、国有港湾施設及び港湾管理者が所有する港湾施設の維持管理費は、港湾管理者の負担となっている。

表10 港湾施設の整備及び維持管理の実施主体及び事業費等の概要

区分	整備	維持管理
国有港湾施設	国土交通省が整備 (社会資本整備事業特別会計港湾勘定)	港湾管理者(地方公共団体)が維持管理 (地方公共団体負担10/10)
港湾管理者が所有する港湾施設	港湾管理者(地方公共団体)が整備 (港湾整備事業(社会資本整備事業特別会計港湾勘定、社会資本整備総合交付金))	港湾管理者(地方公共団体)が維持管理 (地方公共団体負担10/10)

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

調査した17港湾管理者のうち、港湾施設の整備費及び維持管理費を把握している15港湾管理者が管理する港湾施設の整備費及び維持管理費に占める維持管理費の割合をみると、毎年13.1%前後で推移している。

表 11 港湾管理者が管理する港湾施設の整備費及び維持管理費の推移

(単位：百万円、%)

区分	平成18年度	19	20	21	22	計
整備費及び維持管理費	48,202 (100)	49,494 (100)	47,150 (100)	63,438 (100)	48,550 (100)	256,834 (100)
うち維持管理費	6,642 (13.8)	6,529 (13.2)	6,520 (13.8)	6,703 (10.6)	7,283 (15.0)	33,677 (13.1)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比である。

3 平成18年度から21年度は執行済額を、22年度は予算額を計上した。

4 「うち維持管理費」欄は、調査した港湾管理者の区分による。

5 調査した17港湾管理者のうち2港湾管理者は、整備費と維持管理費を区分できないとしているため除外した。

調査した17港湾管理者のうち12港湾管理者では、今後、港湾施設の維持管理費用が増大するとし、このうち9港湾管理者では、今後の整備、改良及び維持管理に係る財源確保が困難であるとしている。

港湾管理者からは、①財政状況が厳しく、今後、所有する港湾施設の維持管理費用の捻出が難しいことから、国有港湾施設については、国が自ら維持管理を実施してほしい、②維持管理費用を支援してほしいなど、国の財政支援に対する要望がみられた。

表(1)ーアー① 港湾及び港湾施設に関する規程

○ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律で「港湾管理者」とは、第 2 章第 1 節の規定により設立された港務局又は第 33 条の規定による地方公共団体をいう。

2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。

3・4 （略）

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第 1 号から第 11 号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第 12 号から第 14 号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第 13 号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第 13 号に掲げる施設を除く。）

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第 14 号に掲げる施設を除く。）

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

6 前項第 1 号から第 11 号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

7～10 （略）

（港湾管理者としての地方公共団体の決定等）

第 33 条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項 若しくは第 3 項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるとこ

ろにより解散しようとする場合も同様である。

2 (略)

(港湾施設の貸付け等)

第 54 条 前条に規定する場合のほか、第 52 条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法第 3 条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 前項の規定により港湾管理者が管理することとなつた港湾施設については、港湾管理者においてその管理の費用を負担する。この場合において、当該施設の使用料及び賃貸料は、港湾管理者の収入とする。

3 前項に定めるもののほか、港湾施設の管理の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(港湾区域の定のない港湾)

第 56 条 港湾区域の定のない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

第 56 条の 2 の 2 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2～4 (略)

○ 港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）（抜粋）

(港湾の施設)

第 19 条 法第 56 条の 2 の 2 第 1 項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。

一 水域施設

二 外郭施設（海岸管理者が設置する海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設を除く。）

三 係留施設

四 臨港交通施設

五 荷さばき施設

六 保管施設

七 船舶役務用施設

八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設

九 廃棄物埋立護岸

十 海浜（海岸管理者が設置する海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設を除く。）

十一 緑地及び広場

(注) 下線は当省が付した。

表(1)ーアー② 港湾施設における損傷事例

施設名	損傷事例
防波堤	<p>○ 経年劣化等によりコンクリートに生じた複数の亀裂が、長期にわたる波力の影響で進行し、上部工が剝離・欠落</p> 
物揚場	<p>○ 老朽化により陥没</p> 

(注) 当省の調査結果による。